

還付請求権譲渡通知書

千葉県自動車税事務所長 様

住所
譲受人 (フリガナ)
氏名
電話番号

(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

◎口座振込みを希望する場合は下欄にご記入下さい。(氏名にフリガナがないと振込みできません。)

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)	本・支店名	口座の種類及び番号	
		普通 ・ 当座	No.

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金を含む)に係る還付請求権を上記譲受人に平成__年__月__日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	税目	年度	還付の発生事由及び年月日	過誤納額
1. 千葉 2. 習志野 3. 千 4. 袖ヶ浦 5. 野田 6. 成田 7. 柏	1. 自動車税 2. 自動車取得税	__年度	1. 抹消(当該年度の2月末までに抹消登録するもの) 2. 誤納 3. その他 __年__月__日	_____円 (※抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割税額)

住所
譲渡人 (フリガナ)
(納税義務者) 氏名
電話番号

実印

備考 ※必ずお読みください。

- この書類は、還付の事由が発生した日から10日以内(休日等の場合はその翌日)までに必ず提出してください。それ以降に提出されたものについては処理できませんので、納税義務者に還付されます。
- 抹消登録が済んでいない場合は、受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)
- この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、未納の徴収金に充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、ご注意願います。
- 譲渡人は、実印を押印のうえ、印鑑証明書(原本)を必ず添付してください。住所を変更している場合は住民票等(北°-可)が必要です。
- 送付先・問い合わせ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付班